

山口県報

平成19年
5月11日
(金曜日)

目次

告示	一
平成十九年度地籍調査事業計画(地域政策課)	一
土地改良事業計画変更の認可(農村整備課)	一
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	一
県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(会計課)	二
公告	二
契約の締結(管財課)	二
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	二
調理師試験の実施(生活衛生課)	三
契約の締結(医務保険課)	四
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(七件)(商政課)	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(四件)(商政課)	九
土地改良区役員の届出(農村整備課)	〇
教委公告	〇
契約の締結	一
雑報	一
県報の正誤(平成十九年五月一日山口県告示第二百二十六号)	一

山口県告示第二百三十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定による平成十九



年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を次のとおり告示する。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関成

一 地籍調査を行う者の名称

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、美祢市、周南市、山陽小野田市、美東町、秋芳町及び阿東町

二 調査地域

下関市大字豊浦村、長府高場町、長府浜浦町、長府浜浦南町、長府向田町、前田一丁目、前田二丁目、菊川町大字上岡枝、菊川町大字上田部、菊川町大字東中山、豊田町大字今出、豊田町大字地吉、豊田町大字高山、豊田町大字萩原及び豊北町大字田耕、宇部市大字藤河内及び大字船木

山口市江崎、仁保下郷、深溝、徳地串、徳地藤木、秋穂東及び小郡上郷

萩市三見及び大字椿東

防府市大字鈴屋

下松市大字切山

岩国市周東町祖生及び錦町須川

長門市仙崎、東深川、日置上及び日置中

美祢市大嶺町東分及び東厚保町川東

周南市大字湯野及び大字鹿野下

山陽小野田市大字小野田、赤崎二丁目、赤崎三丁目、赤崎四丁目及び大字通一丁目

美祢郡美東町大字赤、大字絵堂及び大字大田

秋芳町大字別府

阿武郡阿東町大字生雲中

調査期間
平成十九年五月十一日から平成二十年三月三十一日まで

山口県告示第二百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関成

土地改良区 施行地区 事業の種類 認可年月日
下関市豊田町土地改良区 宮の脇地区 ため池の整備 平成一九、四、二七

山口県告示第二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定に関する告示（平成十三年山口県告示第五百十二号）に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに萩市農林部林政課、岩国市農林経済部林業振興課、柳井市経済部農林水産課及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百三十八号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成十九年山口県告示第五十四号）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関 成

二中「、小中学校ネットワークシステム開発業務並びに遺失物管理システム開発業務」を「並びに小中学校ネットワークシステム開発業務」に改める。



(二二八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部管財課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
電気 三千三百六十万キロワット時

三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

四 落札者を決定した日
平成十九年三月十五日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三号

六 落札金額（予定使用電力量の対価に相当する金額）
四億二千九百九十七千八百八十四円

七 入札公告日
平成十九年二月二日

八 その他

(一) 契約担当者

(二) 調達方法
山口県知事 二井 関 成

(三) 購入
落札方式

最低価格

(二二九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年六月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年四月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 こども未来二一

代 表 者 の 氏 名 中村 隆雅

主たる事務所の所在地 周南市権現町四番五号

三 定款に記載された目的

障害児、不登校児、児童養護施設その他の施設に入所している子どもたち、健常児、ボランティアリーダーその他の様々な境遇に置かれた青少年に対して、人間が本来持ち合わせている優しさ、思いやりの心及び自立心、友達の大切さ、大人との信頼関係、生きる力等をはぐくむための事業を行い、青少年の健全育成及びノーモライゼーションの理念に基づいた社会の実現に寄与すること。

(三三〇) 調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、調理師

試験を次のとおり実施します。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

平成十九年八月二十五日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 食文化概論

(二) 衛生法規

(三) 公衆衛生学

(四) 栄養学

(五) 食品学

(六) 食品衛生学

(七) 調理理論

四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて、一年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書の受付期間

平成十九年六月四日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)まで(郵送の場合は、六月二十二日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(五) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル、横二十一センチメートル以上のも)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(三三三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口県立総合医療センター 防府市大字大崎七七番地
- 二 落札に係る物品の名称及び予定数量
電気 千三百七万千キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十九年三月二十三日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三三号
- 六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)
一億七千六百五十万三千四百九十九円
- 七 入札公告日
平成十九年二月九日
- 八 その他

- (一) 契約担当者
山口県立総合医療センター院長 児玉 隆浩
- (二) 調達方法
購入
- (三) 落札方式
最低価格

(三三三) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十九年五月十一日から同年九月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク小月店
所在地 下関市小月駅前一丁目一番一号
 - 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
サンデン交通株式会社 下関市羽山町三番二号 林 孝介
 - 三 変更に係る事項の概要
- | | | | |
|------------------------|---------------------------|-------|------|
| 変更に係る事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 | 変更後 |
| 大規模小売店舗において小売業者の代表者の氏名 | 株式会社丸久 | 倉重 雅之 | 藏澄 均 |
- 四 届出年月日
平成十九年四月十七日
 - 五 変更年月日
平成十九年四月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク安岡ショッピングパーク
 所在地 下関市富任町二丁目四七四の六
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	倉重 雅之	藏澄 均
株式会社丸久		

- 四 届出年月日
 平成十九年四月二十日
- 五 変更年月日
 平成十九年四月一日

(二三三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成十九年五月十一日から同年九月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。
 平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク西宇部店
 所在地 宇部市大字際波一六〇二の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 藏澄 均
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	変更前	変更後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	倉重 雅之	藏澄 均
株式会社丸久		

- 四 届出年月日
 平成十九年四月十七日
- 五 変更年月日
 平成十九年四月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク西岐波店
 所在地 宇部市大字西岐波一五六一の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 藏澄 均
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	変更前	変更後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	倉重 雅之	藏澄 均
株式会社丸久		

- 四 届出年月日
 平成十九年四月十七日
- 五 変更年月日
 平成十九年四月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク南浜店

所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 宇部マテリアルズ株式会社 宇部市大字小串一九八五 光井 一彦
 社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
株式会社丸久	株式会社丸久
倉重 雅之	倉重 雅之
藏澄 均	藏澄 均

四 届出年月日

平成十九年四月十七日

五 変更年月日

平成十九年四月一日

(二三四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年五月十一日から同年九月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク大内店

所在地 山口市大内矢田九一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
--------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸久	倉重 雅之	藏澄 均
---------------------------	--------	-------	------

四 届出年月日

平成十九年四月十七日

五 変更年月日

平成十九年四月一日

(二三五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年五月十一日から同年九月十一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市徳地総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 徳地ショッピングセンター

所在地 山口市徳地堀一六一三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

有限会社興和 山口市小郡高砂町七番三二号 伊勢本哲史

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
株式会社丸久	株式会社丸久
倉重 雅之	倉重 雅之
藏澄 均	藏澄 均

四 届出年月日

平成十九年四月十七日

五 変更年月日

平成十九年四月一日

(二三六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成十九年五月十一日から同年九月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク防府店
 所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大谷 信夫	田中 康男

- 四 届出年月日
 平成十九年四月十七日
- 五 変更年月日
 平成十七年五月二十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク防府店
 所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業者の代表者の氏名又は名称 株式会社丸久	倉重 雅之 藏澄 均

- 四 届出年月日
 平成十九年四月十七日
- 五 変更年月日
 平成十九年四月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク牟礼店
 所在地 防府市大字江泊一九三六
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 藏澄 均
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業者の代表者の氏名又は名称 株式会社丸久	倉重 雅之 藏澄 均

- 四 届出年月日
 平成十九年四月十七日
- 五 変更年月日
 平成十九年四月一日

(三三七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成十九年五月十一日から同年九月十一日までの間、山口県商工労働部

商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 デオデオ下松店・アルク下松店
 所在地 下松市大字西豊井一五五七
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社デオデオ 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 友則 和寿
 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 藏澄 均
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社丸久	株式会社丸久	倉重 雅之	"	藏澄 均

四 届出年月日

平成十九年四月二十日

五 変更年月日

平成十九年四月一日

(二三八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年五月十一日から同年九月十一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 ベスト電器周南店
 所在地 周南市道源町四八七五の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 有園 憲一
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の住所	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社ベスト電器	株式会社ベスト電器	福岡市中央区那の津 二丁目一番一二二号	"	福岡市博多区千代六 丁目二番三三三号

四 届出年月日

平成十九年四月二十四日

五 変更年月日

平成十七年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ベスト電器周南店
 所在地 周南市道源町四八七五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 有園 憲一

三 変更に係る事項の概要

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社岩崎宏健堂	株式会社岩崎宏健堂	株式会社岩崎宏健堂	"	株式会社岩崎宏健堂
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	"	周南市福川三丁目一 八番二二二号
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	"	河戸憲一郎

四 届出年月日

平成十九年四月二十四日

五 変更年月日

平成十八年五月二十五日

(二三九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年十二月二十二日山口県公告(六三六)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年五月十一日から同年六月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス矢原店

所在地 山口市矢原町五六一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。

(二四〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年十二月二十二日山口県公告(六三七)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年五月十一日から同年六月十一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ徳山東店

所在地 周南市大字久米三〇九五の四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二四一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年十二月二十二日山口県公告(六三八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年五月十一日から同年六月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 まんが倉庫宇部店

所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二四二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年十二月二十二日山口県公告(六三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年五月十一日から同年六月十一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ徳山東店

所在地 周南市大字久米三〇九五の四

公告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十九年五月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する麻かの名称及び所在地
山口県立山口図書館 山口市後河原一五〇の一
- 二 契約に係る物品等の名称及び数量
山口県図書館データ通信システム賃貸借・保守業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町二一番二〇号
- 六 契約金額
三千六百九十一万八千円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県立山口図書館長 宮崎 正人

正誤

平成十九年五月一日山口県告示第二百二十六号(農地法第三条第二項第五号及び第六条第一項第二号に規定する面積に代わるべき面積の設定に関する告示の一部改正)

〃	一	ページ
〃	下	段
五左 六から	左 一から 三	行
セメント町	石井手二丁目	誤
セメント町、大 学通二丁目	旭町二丁目、石井手二丁目、稲荷町	正

平成十九年五月十一日
印刷発行

発行人
所

山口県知事
山口市

定価一箇月
金二千七百円（送料共）